【書類名】明細書

【発明の名称】デジタルはがき、デジタル郵便システム、情報処理システム

【技術分野】

[0001]

本願は、分散型台帳システム用いたデジタルはがきの提供に関するコンピュータ・コン ピュータシステム・コンピュータネットワークシステム・情報処理システム・プログラム 等に関する。また分散型SNSシステムに関連する。

【背景技術】

[0002]

例えば紙の郵便物は火災により消失したり、雨などで濡れて破損するなどして差出人から 宛名のユーザにメールが届かないこともあるかもしれない。その対策としてデジタルのは がきの提供が考えられるが、デジタルはがきをユーザ端末と中央サーバを用いた場合には データの管理ミスによる消去・改ざんが起きうるかもしれない。

[0003]

そこで分散型台帳技術DLT・分散型台帳システムを用いた本願提案のはがきシステムを 提案する。例えば前記デジタルはがきは代替不可能なトークン(NFT)の形ではがきデ ーター枚ごと・トランザクション一件ごとに個別のトークンIDを割り当ててデジタルは がきの差出人Bがその受取人Aに対しトークンを発行してはがきデータを送付・割り当て してよい。

$[0\ 0\ 0\ 4]$

(非特許文献1のようなブロックチェーン技術・ブロックチェーンネットワークが公知で あり、ブロックチェーンのデータブロック内にスマートコントラクト・プログラムを格納 し。例えばNFTをユーザに割り当てたり動的コードの生成などの処理を行わせることが できる。)

[0005]

<デジタルはがき>分散型台帳システム・ブロックチェーン上に非代替性トークンNFT を特定のユーザ識別子に発行・送付できることは公知であるが、本願で分散型SNSの1 つの形態として前記NFTにメッセージデータ(短文でもよい)を持たせ発行する情報処 理システムを (デジタルはがきシステムとして) 提案する。

[0006]

<デジタルはがきの差出人ユーザの実在確認・ユーザ認証>分散型台帳技術では秘密鍵か らユーザ識別子・公開鍵アカウント・ウォレットを作成する。しかしそのユーザ識別子・ ウォレットは実在するユーザの物か否か確かめる必要があるかもしれない。例えば秘密鍵 はランダムに生成できるが、それは人の手ではなくボットプログラムによっても出来てし まい、機械のユーザーがヒトに成りすましてデジタルはがきやシステムのSNS上での投 稿が行えてしまうかもしれない。

[0007]

SNSユーザーがAI・ボットであることを防ぎ、SNSの話題が意図時に作られた話題 であるなどする事を防ぐときに、(あるいはユーザがボットでないかどうか判断するデー タを提供する為に) ユーザの認証が必要になる。

本提案では秘密鍵を有するユーザ端末に対するユーザ識別子・公開鍵アカウント・ウォレ ットを対面のコード認証により認証することが可能なシステムを提案する。

[0008]

具体的には秘密鍵を有することで生成可能な認証コードを秘密鍵を有する(秘密鍵にアク セスできる)被認証者ユーザ端末の表示装置・出力装置に動的コード生成認証部30AP P-OTP-AUTHに基づいて生成させた認証コード出力させ、認証用ユーザ端末に前 記認証コードを読み取らせる二次元コード認証(ストアスキャン方式の二次元コード認証 、図2のD1、図6のシークエンス部、図3)により、被認証者ユーザ端末のユーザ識別 子(及び秘密鍵を用いて動的コード認証用のコードをユーザ端末が生成できている事、秘 密鍵を保有・利用出来る事)を認証する。

【先行技術文献】

【非特許文献】

[0009]

【非特許文献1】イーサリアムホワイトペーパー、https://ethereum.org/en/whitepaper/

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0010]

本願にて解決しようとする問題点は、デジタルはがきEMを提供する際に、EM内の暗号化されたメッセージMを復号し開封する際にユーザ認証されているいるか確認しやすくすることである。前記はがきの差出人情報・署名部が付与されたはがきシステムを構築したいときにユーザーの認証が必要であって、好ましくは対面でのユーザ認証(郵便局等施設窓口でのユーザ認証)を行いやすくすること。また短文・はがき風でもよいSNSを提供する。

デジタル郵便物の改ざん・紛失を防ぐことも課題である。例えば火災により消失したり、 雨などで濡れて破損するなどして差出人から宛名のユーザにメールが届かないことを防ぐ 。またデジタルの分野ではデータの管理ミスによる消去・改ざんから郵便物を守る事も必 要かもしれない。

【課題を解決するための手段】

[0011]

対面でのユーザ認証・郵便局等施設窓口でのユーザ認証を行いやすくするために、図6に記載のシーケンスによるユーザ認証とホワイトリストを作成を行う。また前記ユーザ認証部(プログラム・スマートコントラクト)や認証結果及び前記結果30DLR-LIST-APによるホワイトリスト部30APPEM-WLはブロックチェーン部に格納されており改ざん耐性・耐障害性を有している。

*図1はデジタルはがきEMの説明図である。図1にはデジタルはがきを構成するデータ記憶部の記憶部EMが記載されている。

*前記デジタルはがきの記憶部EMに含まれるメッセージデータMは暗号化されてもよい。データMは平文と暗号文を混合したものでもよい。(封筒に紙の信書を格納し封じた信書郵便をデジタルはがきEMにて再現する場合、暗号文の含まれるMを必要とする)

*前記デジタルはがきの記憶部に含まれる差出人デジタル署名・電子署名部CASは次の(1)(2)を備えてよい。(1)ユーザ識別子EOAの基になる秘密鍵による署名ETHCAS(2)公的・民間の電子証明書による電子署名・デジタル署名CAPCASを含んでよい。署名CASが含まれることでメッセージの送信者とメッセージ受信者の間で紛争が生じた場合であっても送信者・署名者を識別・判別・検知することができる。

[0012]

*図3には登録された送信者・署名者を識別・判別・検知する為のEMの選択部・仕訳部・セレクタ部30APPEM-SELECTOR-WL-ACCOUNTが記載されている。前記セレクタ部30APPEM-SELECTOR-WL-ACCOUNTはホワイトリスト30APPEM-UL・30APPEM-WLを用いて前記リストに登録されたユーザの識別子・EOAによるデジタル署名ETHACASが付与されたはがきEM又ははがきEMのトランザクションであるかどうかを判定し、登録されているEOAが差し出したはがきEMを選別・仕訳し、宛名のユーザ識別子にはがきEMが来ていることを通知したりはがきEMの閲覧ダウンロードを仲介したりしてよい。

(また前記セレクタ部30APPEM-SELECTOR-WL-ACCOUNTはノード3Aに配置してもよいしユーザ端末1に配置してもよい。)

*前記セレクタ部30APPEM-SELECTOR-WL-ACCOUNTは認証されたホワイトリストに追加されている署名部がEMに記録されているか否かを検知してよい

*また署名CASが含まれていないデジタルはがきデータEM・データ記憶部EMについ

てはブロックチェーン部のブロックチェーン記憶部30DLRに格納しないブロックチェーンのノード部がコンピュータネットワークシステムに含まれていてよい。

差出人デジタル署名の前記(2)の公的・民間の電子証明書による電子署名・デジタル署名部は暗号化されていない・可読性のある差出人の電子証明書に基づく電子署名が付与された記憶部・データ部を有してもよい。

[0013]

CAPCASが例えば暗号化されておらず平文又は読み取れる公的な電子証明書による署名データである場合、差出人の署名CAPCASを受取人は認知・検知できる。

差出人が問題のあるメッセージEVILMを暗号化しMに記憶させ受取人に送付し、受取人はMを鍵を用いて復号し、EVILMを見て抗議したいと考え、捜査機関に願い出る場合に、前記署名CAPCASを捜査機関に提示することで、差出人を識別・検知・認知し差出人に対して紛争解決のための行動をとりやすくすることを期待する。

またCAPCASを付与したメッセージをデジタルはがきEMに含めることで、メッセージ送信時に責任が生じ、メッセージを送るときにそのメッセージを本当に送るべきか考える時間を与えるかもしれない。

[0014]

前記(2)の公的・民間の電子証明書による電子署名・デジタル署名部を備えていない場合であっても、(1)のEOAによる署名を備えている場合には、ブロックチェーン部にデータを格納してよい。そして一定時間経過後に(数日、数週間、数か月、数年)ブロックチェーンデータ部からデータを削除してもよい。

[0015]

<はがき・通信に付随する機能、決済機能、デジタルID・アカウントの応用>スマートコントラクト部による認証部(30APP-STORESCAN、30APP-OTP-AUTH)を用いた二次元コード認証機能により対面での認証機能・電子決済機能・新規ユーザ招待機能を提供してよい。

[0016]

CAPCAS・ETHACASを付与したデジタルはがきEMに、決済の指図データを含ませてよい。たとえば、農家が生産した米穀・農産物を路地販売等で販売するときに、購入者が自身の持つ口座の残高を販売農家の口座に振り替える指図データMNYD(例えば口座を振り返る権限をあたえるパスワード、ワンタイムパスワードデータ)をデータM備えさせ、購入者を差出人、販売者を受取人として、(さらには購入のお礼に関するはがき・メッセージをデータMに含ませ、)送付し、受取人は受け取ったEMのMのMNYDから口座残高の移動を指図し決済してよい。

$[0\ 0\ 1\ 7]$

< SNSや通信分野での、決済機能、デジタルID・アカウントの応用>

本提案ではブロックチェーンベース(秘密鍵式のアカウント)の為、ユーザがSNS内で用いるNFT・デジタルグッズの交換可能である。SNSで相手にはがき用でもよいスタンプを与える・投げ銭チップする等にコミュニケーションを取るため秘密鍵を用いたSNSが用いられてよい。

[0018]

<ブロックチェーンアカウント認証とアカウントによる署名>

*CAPCASは公的・民間団体発行の電子証明書が好ましいが、CAPCASは民間発行の場合、維持するコストがかかり、また公的な(実印に相当するような認証レベルの)公的・民間身分証の秘密鍵で日常の友人間の通信に署名が常に必要になる事を避けたい場合(日常遣いの場合)、簡易の電子証明書・秘密鍵が欲しくなるかもしれない。

そこでETHCASを実在のユーザ間あるいは認証を行う箇所(CVS・荷物受取場面・本人確認郵便・郵便局・学校など教育現場・学生証や社員証へのETHCAS用鍵の紐づけ箇所)でETHCASとユーザを紐づけてよい。(ETHCASの持ち主がボットでないこと、ETHCASは少なくともある人物が認証したEOAによるものであることを紐づけにより把握する。)

対面でのコード認証・ストアスキャン方式のコード認証を用いて互いのEOA・EOA用 秘密鍵が実在することを調べ認証済みのEOAとユーザのホワイトリストを作成し、その リストにあるEOAの鍵で署名されたはがきEMを優先して表示するデジタルはがきシス テムを構成してよい。

[0019]

本願では、PGPにおける信頼の輪方式(公開鍵が正当な持ち主であることを保証する署名をお互いに付け合う。初めて受け取る公開鍵でも、自分が信頼するユーザーの署名が含まれていれば、その公開鍵が正当だとする)を、ブロックチェーンのEOA・秘密鍵とブロックチェーンベースのコード認証部・ストアスキャン方式の対面コード認証部・認証スマートコントラクト、対面認証したという結果(A-with-B)のリストを用いて行おうとする。

*ETHCASはPGPの信頼の輪方式、CAPCASは別途第三者による証明書を用いたS/MIME方式で提供されてよい。

[0020]

*信頼の輪方式をブロックチェーンで行う場合にブロックチェーンベースの動的コード認証を行いストアスキャン方式でユーザ間で秘密鍵を格納し秘密鍵により駆動される動的認証コードのスマートコントラクトから読みだされた認証コードを読み込み認証させ、ユーザが持っている端末とユーザとEOAをユーザー間で認証しあってよい。

[0021]

例えばユーザ識別子Aとユーザ識別子Bのユーザ同士で互いの端末に表示されたコードを読取O T P認証してその際の互いのE O A $(A \cdot B)$ が互いに対面認証したという結果(A - w i t h - B)を認証コントラクトに保管する。

はがきアプリAPP-EMは前記認証コントラクトに記録された前記結果(A-with -B)を読取記録しており、その後A宛てにBからはがきEMがユーザ識別子Bの秘密鍵で署名されたETHCASを付与された形で届けられたとき、ユーザAのアプリAPP-EMは前記結果(A-with + B)からBのETHCASを付与されたはがきEMはホワイトリスト内(簡易に対面認証済みの)のはがきであるとして、仮にEM内部に暗号化文章があってもそれを復号しAに閲覧できるように表示する。

[0022]

*特願2021-004788に記載のOTP生成コントラクトと認証コントラクトを用いて、ストアスキャン方式の認証コードを2つのスマホまたは端末間で表示・読み取りさせ、OTP認証させ、ボットでなく自然人・ユーザーであることを確認させ、対面認証済みのユーザのEOAリストをストアスキャン式コード認証で形成し、そのリストを参照してユーザのホワイトリストを作成してよい。

(特願2021-004788に記載のように、秘密鍵を有することで生成可能な動的認証コードの生成部は例えばデジタルはがきシステムで用いられるブロックチェーン部にあると、コード生成認証部・コード計算部・計算アルゴリズム部が改ざんされず、計算アルゴリズムの更新が可能であり、別途動的認証コードを生成認証する外部サーバを設置しなくてすむかもしれない。)

[0023]

たとえば、対面OTP認証を招待者からゲストに招待するときに行わせ、認証されたユーザのEOAをOTP認証コントラクト30APP-OTP-AUTH (30APP-STORESCAN) に記録する。対面認証済みEOAリストをストアスキャン式コード認証で形成し、そのリストを参照してユーザのホワイトリストを作成する。(図6、図2のD1)

その後前記認証されたユーザについてはデジタルはがきアプリ10APPEM・30APPEMや、短文型で誰からも閲覧できるメッセージMが平文で暗号されていないはがきを用いたメッセージSNS30APPEMやパブリック型の台帳30DLRにて優先的に表示させる。

$[0\ 0\ 2\ 4]$

○NFT応用はがきの記憶部と前記記憶部を有する情報処理システム・コンピュータシステムを提案する。

郵便において信書・はがきには切手が貼られ郵送される。本提案スーパーアプリも暗号化されたメッセージを切手の代わりにブロックチェーン内部トークン(ETH同等品)を消費することで送付できてもよい。

○公開されたNFTはがきによる短文公開分散型SNSを構成してよい。

暗号化しないNFTはがきは、ブロックチェーン上へのコメント・つぶやきのように用いられるかもしれない。ブロックチェーンに古くなったNFTはがきデータを除去する機能がない場合には、NFTはがきの内容は改ざんできず残り続けるため、はがきの書き手には注意が求められる。

*NFTはがきを暗号化し、一部の参加者に復号鍵を渡して閲覧してもよい。

*SNS特化型チェーンはプライベート・コンソーシアムチェーンとパブリックチェーン に分けてよいし、パブリックチェーン内部メッセージを暗号化させてプライベート部を構 築してよい。

*実在の郵便はがきでは差出人の住所記載が必要であり、郵便物には筆跡や指紋等が記録される利点がある。本願尾はがきシステムにおいて、署名CAPCAS・ETHCASがない場合に犯罪へのコミュニケーションツールとなることを防ぐため、ユーザに収集するデータについて開示し同意を得たうえで10APPEM・30APPEMはユーザ識別子EOAやユーザ端末のセンサ値・デバイスID・IPアドレス等のデータを収集し追跡等できる構成でもよい。

*本願提案のはがきシステムは、犯罪に使われることを防ぐため、好ましくは署名CAP CASやホワイトリスト化されたETHCASがEMに付与されているかを調べ、前記署名CAPCAS・ホワイトリストに含まれる署名ETHCAS付与されている場合には、はがき閲覧アプリ10APPEMはEMを優先的に閲覧できるよう処理を行う。(例えば新着のEMである場合には新着で未開封であるので開封閲覧するように促し、内部にAKTBによる暗号化データがある場合には別途AKTBの入力を求め復号処理を行い閲覧させる。)

若しくは犯罪への利用を防ぐためホワイトリストに記載・登録されたEOAによる署名の無いEMは台帳部30DLRに格納記録しない恒星もとることができる。その際は30APPEM-SELECTOR-WL-ACCOUNTが台帳に記録できるEM(すなわちホワイトリスト登録された正味ユーザによるEMか否か検知し、仕訳選択して台帳に格納するか判断し、正味ユーザであれば格納する。

*本願のはがきシステムでは図1から図4のようなカメラとスキャナを用いたコード認証によりユーザ間でユーザ端末を認証し信頼の輪・ホワイトリストを構成し、前記ホワイトリストに基づく署名のあるはがきを優先してユーザに閲覧させる。

*差出人情報の無いNFTを消去・ミュート・優先してユーザに閲覧させない制御部をブロックチェーンノードのアプリ30APPEMあるいはブラウザ部・フロントエンドアプリ部10APPEMをユーザ端末1は備えてよい。

[0025]

さて、災害時においてSNS・テキストメッセージによる情報の通信は音声動画よりもデータトラフィックを低減されうる。そのため被災者間での情報伝達を行うときにSNSは有用かもしれない。本願のはがきシステムは短文テキストベース且つ分散型・ブロックチェーンベースのコミュニケーション手段となる事も意図するが実証が必要である。

[0026]

例えば地上の災害時に地上間の電力・通信網が停止する虞がある。それに対抗する為、通信網についてはHAPS高高度プラットフォーム、あるいは人工衛星コンステレーションとユーザ端末間の通信手段の提供(通信網の提供)が有効かもしれない。

また電力確保についてユーザ端末は非常時においても太陽電池や電気自動車・自動車エンジン発電機による充電ができると好ましい。災害時においても前記電力・通信が確保でき本提案のはがきシステムを利用出来る場合、コミュニケーションが取れるかもしれない。

【発明の効果】

[0027]

本願デジタルはがきEMについて、差出人が匿名でなく身元をたどれるホワイトリストに登録された認証されたユーザであってメッセージに認証されたユーザの署名が含まれていれば、後日問題が起きても署名やEMのユーザ識別子から差出人をたどり紛争解決が可能になる。

また差出人は署名部が必要の為メッセージの内容に責任を持つ効果が生まれる。他方、本システムは匿名であってもメッセージは送る事ができるが、開封時に前記署名部がないのでユーザは未開封でEMを復号開封しない事もできる。匿名性と安全性を兼ね備えるためにはがきEMに署名部を付与し・署名を行ったユーザはホワイトリスト登録を行う構成であって、前記EM・署名部・ホワイトリスト・ユーザ認証プログラム・デジタルID記憶部はブロックチェーン部(ノード部3A)に格納でき、中央管理型でなく複数団体ので分散管理が行え、はがきEM・デジタルID記憶部・コンピュータネットワークシステムを管理する際の1社・1ユーザ当たりのコスト低減を狙いつつ、改ざん耐性や耐障害性をもたせる効果が生まれうる。

本願システムでは分散型台帳システム・ブロックチェーンを用い、デジタルはがきEMやユーザ認証用プログラム、認証されたユーザのホワイトリスト等改ざんを防ぎたいデータをブロックチェーンに格納し保管できる。またブロックチェーン内のユーザ識別子を前記認証プログラム部にて認証し、ホワイトリストを作成し、デジタルID・ウォレットして利用できる。(具体的な例として、切手トークンの販売とユーザ確認を運輸系企業・通信系企業・郵便局などのPOSレジや職員のスマホカメラ・スキャナで行える効果も生じる)

本願デジタルはがきシステムは、紙の郵便物では火災により消失したり、雨などで濡れて破損するなどはせず、ブロックチェーンにより改ざん耐性・耐障害性があって、EMの送信時にブロックチェーン内部のタイムスタンプ(送信時のブロック番号の記録)が自動的に付与がされる(そして切手は切手トークンとして用いられ、切手の消印がデジタルシステム内で自動でできる)、デジタルはがき・信書を提供できるかもしれない。

(なお本願で紙の信書郵便による通信を用いてユーザ間 $1A \cdot 1B$ での鍵AKTBの共有を行ってもよい。紙により封書できる既存郵便を本願ではメッセージの暗号化の鍵共有時に利用されてよい。

*紙の郵便には信書を封書・封印・封緘できるメリットがある。同様に秘匿化できるのであれば量子鍵配送による鍵や公開鍵暗号によるメッセージを暗号化する鍵を生成・用意してよい。)

○本願システムは郵便局・郵便インフラ利用は確定していない。郵便インフラの利用を限定しているわけではない。本提案のシステムは郵便をイメージして考案された電気通信システムであり、実物の郵便物・紙書類を扱う郵便はがきとは異なる面がある。

*例えばストアスキャン方式のユーザ認証(D1)は郵便局窓口などが既存のはがき郵送の延長で想定されるが、宅配・配達事業者の拠点であったりCVSや駅・商業施設・公的施設に設置のATM・改札装置・チケット利用関連装置・窓口であってもよい。

*例えば鍵AKTBは封書に格納し信書便に相当する配達・宅配手段を用いて送付してよい。

【図面の簡単な説明】

[0028]

【図1】はがきデータEMの説明図。左図(A)は外部電子証明書によるデジタル署名(HMAC等でもよい)部分CAPCASをEMは有しており、右図(B)はブロックチェーン部・分散台帳システムに用いる鍵・電子証明書による署名ETHCASやユーザ識別子をEMは有している。

- 【図2】ユーザとコンピュータの説明図。
- 【図3】アプリ30APPEM、10APPEMの説明図。
- 【図4】正味使用可能なユーザーリストの算出に用いるリストの記憶部の説明図。

【図5】ノード端末3Aとブロックチェーン型データ記憶部30DLRの説明図。

【図6】ブロックチェーン型記憶部に記録されてもよいOTP/動的コード認証部とホワイトリスト記憶部30APPEM-WLを有する認証サーバ3Aを介して、差出人端末1Aから宛名受取人1Bをユーザ認証しホワイトリストを作成するシークエンスの説明図。

【図7】ブロックチェーン型記憶部を含むはがきサーバ3Aを介して、差出人端末1Aから宛名受取人1BまでデジタルはがきEMが伝達されるシークエンスの説明図。(はがきサーバ3Aはユーザ認証サーバとEOA/アカウント/デジタルIDのホワイトリスト保管サーバを兼ねる)

【発明を実施するための形態】

[0029]

図1にはがきEMが含む情報を記載する。はがきにはユーザの秘密鍵による署名部CAP CAS・ETHCASを設けることで送付するユーザは署名を付与し明確にメッセージを送ろうとする意思を表明させ(責任をもって)はがきEMを送付したことを見分けることに用いる。前記署名はホワイトリストに登録された署名か否かをはがきアプリ内で検証する。

この他、既存の紙のはがきと同じく宛名の名前・宛名の住所・宛名のユーザ識別子と、差 出人の名前・差出人の住所・差出人のユーザ識別子と、トランザクションIDとトランザクションに費やしたコスト・ネットワークのガス代金・切手トークンの量・トランザクションがブロックチェーンに送付された時の差出日を記載できる。

図2はユーザとコンピュータの説明図である。差出人ユーザ1Aと受取人ユーザ1Bとそれを仲介するブロックチェーンノード3A(3Aはブロックチェーン以外にも個別のサービス例えばオンライン動画配信サイト等も含んでよい)が記載されている。

図2の右図D1には対面コード認証の説明例が記載されており、対面コード認証ではブロックチェーンベーススマートコントラクトによりOTP・認証コードを生成させストアスキャン方式によりそのコードを表示させ読み取らせる。例えば図6のシークエンス図に従ってユーザ1Aはユーザ1Bに認証されたコードを読み取ることで1Aは1Bを認証する(A-> a u t h-> B)。そして認証済みのユーザをリスト(30DLR-LIST-AP、30APPEM-WL、30APPEM-UL)に記録し、図1におけるETHCASが認証されたユーザ識別子であるか調べるときに用いる。

図3はEMを含む台帳部30DLRとそれに含まれるEMの説明図である。また前記EMがホワイトリスト30APPEM-WL・30APPEM-ULと30APPEM-SELECTOR-WL-ACCOUNTによって選別仕訳されユーザに届けられる説明図である。またアプリ30APPEM、10APPEMの説明図である。明示していない場合があるが、アプリを動作させる為の処理部と記憶部を30APPEM、10APPEMは備える。

図4はユーザリストの作成の仕方に関する説明図である。認証済みのユーザをリスト30DLR-LIST-APから30APPEM-WLそして30APPEM-ULへと転記していく。その途中で失効済みのユーザーリスト30APPEM-RLやCAPCASによる署名が無いと失効指示できないETHCASのリスト・保護リスト30DLR-LIST-CA-ETに記憶された情報も組合せて正味の現在のユーザーリスト30APPEM-ULを作成する。30APPEM-ULは選択部30APPEM-SELECTOR-WL-ACCOUNTに伝達される。

またCAPCASに関する登録されたユーザーリスト或いは失効リストについては外部サーバよりリストを得く、こちらも正味現在のCAPCAS用ユーザリスト30CAPCASーLISTが端末3Aやユーザ端末1に記憶され選択部30APPEMーSELECTOR-WL-ACCOUNTに伝達される。

図5はノード端末3Aとブロックチェーン型データ記憶部30DLRの説明図である。

図6はユーザ認証をストアスキャン方式で行うときのシークエンス図である。

図7はデジタルはがきEMを差出人から宛先受取人に伝達する際のシークエンス図である

【実施例1】

[0030]

<<ユーザ認証>>

図6にブロックチェーン型記憶部に記録されてもよいOTP/動的コード認証部とホワイトリスト記憶部30APPEM-WLを有する認証サーバ3Aを介して、差出人端末1Aから宛名受取人1Bをユーザ認証しホワイトリストを作成するシークエンスの説明図を記載する。

図6において、S-PA1のステップでは、ユーザ端末1Bが1Bの持つ秘密鍵10 KE Yと秘密鍵に基づくユーザ識別子Bを用いており、前記秘密鍵・識別子を用いてブロックチェーンのノード3Aにアクセスし、3Aの台帳部30 DLRに格納された動的コード認証プログラム30 APP-OTP-AUTHを用いて認証コード(ワンタイムパスワード)を生成・呼び出しする。

S-PA2のステップでは、S-PA1の後、例えばスマートコントラクトに記憶された動的コード生成認証プログラムである30APP-OTP-AUTHにて動的コード(OTP)を生成する。例えば認証コード:認証コード142845。

S-PA3のステップでは、S-PA2の後、端末1Bが取得した前記認証コードと、1Bや3A等でストアスキャンを行う一連のソフトウェア30APP-STORESCANを用いてユーザ端末1Bは出力装置から前記認証コードを出力する(例えば1Bのディスプレイに二次元コード・バーコードの形で出力する。)例として、ストアスキャン時にユーザ1Aに読み取らせるデータとして、前記認証コードを含むD1-BRCD-DATAを生成して表示・出力させる。例えばS-PA3では端末1Bのディスプレイに認証コード・認証データD1-BRCD-DATA=「EOAユーザ識別子:B。認証コード142845。」という情報を含む二次元バーコードを表示させる。この場面で名刺交換やユーザ名・ユーザIDの認証を行う場合は、例えばユーザ名:Bob@3891...をコードに含めたり、ユーザ情報(ユーザ名、ユーザID・ドメイン、ユーザ識別子、ユーザの現実の氏名住所、電話番号、メールアドレス、所属団体、個人のPR部分コメント、顔写真、名刺の任意画像・任意テキスト)又は名刺情報を含めてよい。

S-PA4のステップではストアスキャンにてコードを読み取る端末1Aは入力装置例えばカメラやバーコードスキャナを用いて前記認証コード・認証データD1-BRCD-DATAを読み取る。(このときユーザAとユーザ端末1Aは認証されるユーザ端末1BとユーザBを視認したりその風貌を視認・撮影吸うこともできるかもしれない。防犯用に端末1Bのコードを撮影する時のデータが利用されうる。)

S-PA5のステップでは、読み取られたコードD1-BRCD-DATAに含まれる認証コード (例:認証コード142845) をノード3Aに含まれるコード真贋判定部・コードの検証部30APP-OTP-AUTHに入力し、検証させその結果を戻り値又は応答として得る。

S-PA6のステップでは30APP-STORESCAN・30APP-OTP-AU THの動作後に、認証結果が正しい場合、結果 $(A->Au\ t\ h->B)$ を

30DLR-LIST-APに記憶する。

S-PA7のステップでは30DLR-LIST-APを用いて30APPEM-WL/ULを作成する。

[0031]

<<はがき>>

図7にブロックチェーン型記憶部を含むはがきサーバ3Aを介して、差出人端末1Aから宛名受取人1BまでデジタルはがきEMが伝達されるシークエンスの説明図を記載する。図7において、S-POST1はEMのメッセージMを暗号化する場合に必要である。共有鍵暗号又は非対称鍵暗号の鍵をユーザAとBの間で共有・保有する。

< 1. はがきEMの送信>

S-POST2では宛先・署名に用いるETHCAS・CAPCAS、メッセージM、添

付ファイル又は添付ファイルの保存先(例えばIPFSやクラウドストレージのような保存先のURLリンクやそのファイルのパスワード等)メッセージに必要な切手トークンの確保、はがきソフト10APPEMの起動等を行う。

S-POST3でははがきEMのトランザクションを作成する。ユーザAの鍵ETHCASKを用いてEMのETHCAS部にデジタル署名を行ったり、差出人部を記述したり、宛名部、宛先のユーザ識別子Bを記述する。*また通常ブロックチェーンシステム(イーサリアム等)ではトランザクションの送付先と送信元のEOAユーザ識別子が自動でトランザクションに付与されるので、その部分も宛名と差出人の情報部分と考えてもよい。

S-РОST4では1Aからネットワークを介してブロックチェーンネットワークのノード3Aにトランザクションが送付され、コンセンサスアルゴリズムに基づいてブロックチェーン型記憶部30DRLに格納される。

< 2. はがきEMの受信>

S-POST5では、S-POST4で送付されたEMについてユーザBとユーザ端末1Bが(紙の郵便物が自身の管理する私書箱・ポストに郵便物が来ているか巡回して郵便物を回収するように)自身のアカウント・EOAにEMが届いているか3Aにアクセスして検索・探索する。又は新着のEMがあるか3Aに問い合わせ・リクエストする。

*図7では開示していないが、端末3A内部にはがきの新着等をモニタリングしユーザ1BのメールアドレスやSMSあるいはスマートフォンに通知を送るアプリ(メールのダイモン部、メーラーソフト、ウェブメール)のようなものがあって、新着メールの有無をリアルタイムに通知してもよい。ブロックチェーンエクスプローラーであるサーバやサイトに自身のEOAについて新たなEM到着に関するトランザクションが来たかどうか監視させる形でメールの新着通知を行わせてもよい。図7では私書箱に対しユーザが郵便物の有無を問い合わせしたり、届いた郵便物を回収していくイメージで記載されている。

S-POST6ではユーザの問い合わせに応じて30DLR内のはがきEMをユーザ側はがきアプリ10APPEM又はサーバー側はがきアプリ30APPEMが選択・読取する

そしてS-POST7では前記10APPEM・30APPEMは、EMに付与されたデジタル署名CAPCAS・ETHCASや送信元のユーザ識別子がホワイトリスト30APPEM-WL・30APPEM-ULに記録・登録されているか確認し、登録されていれば(このときEMの送信者は責任をもってメッセージMに署名しておりいたずらなEM・ボットのEMではないと期待して)ユーザ1Bに恐らく開封してよい署名済みEMであると表示しメールの開封・メッセージ復号を待つ。

S-POST8ではメッセージMが暗号化されている場合鍵AKTBを用いて復号する。 (メッセージを開封する)

S-POST9ではEMのコンテンツ・メッセージMをユーザに出力する(ユーザの入出力装置12に出力する)。テキストや画像をディスプレイで表示したり、メッセージを音声で読み上げたり、EMに添付又はリンク貼り付けされた画像・動画・音声・コンテンツデータを利用できるように処理する。

*例えばホームビデオの動画ファイルが記録されたクラウドストレージへのリンクとファイルのハッシュ値・ダイジェストとファイルの復号又はクラウドストレージへのログインパスワードを表示したり自動でリンクさせ前記動画ファイルを再生させてもよい。

[0032]

<*他の利用例>

本願のはがきシステムとそのEOAの対面でもよいコード認証に用いるデジタルIDシステムは、郵便・通信に用いるとともに身分証としても動作する効果があるかもしれない。例えばパーティ・交流会で相手の身分証を相手の連絡先をストアスキャン風にユーザが互いに認証コードを読み取り確認しつつ伝え合うことができ、交流・名刺交換のようなID交換に利用できるかもしれない。

*本願でははがきをやり取りするユーザ情報(ユーザ名、ユーザ I D・ドメイン、ユーザ 識別子、ユーザの現実の氏名住所、電話番号、メールアドレス、所属団体、個人の P R 部 <u>金生留分・DETSHACAKT N M2 2023 112077 (17001) 提出日・174 3年 7月 3日 10</u> 分コメント、顔写真、名刺の任意画像・任意テキスト)又は名刺情報 について、ID交換・名刺交換を図6にシークエンスに従って行ってよい。名刺情報はユーザ端末1, (1 Aと1B)の間でそれぞれの1の記憶部10に10EOA-USERNAME-LIST・10EOA-NAMECARD-LISTとして記憶してもよい。

*また図6の構成で、名刺の他に身分証と身分証を読み取る端末として利用されてもよい。身分証データとして(EOAの秘密鍵ETHCASKは身分証データ内では秘匿されており、例えば耐タンパ領域に鍵・ETHCASKは格納されておりPIN等でロックされており)そのEOA識別子と氏名、住所、生年月日、性別や顔写真(流通可能な生体的特徴)情報10EOA-IDCARDがユーザ端末1に記憶されてもよい。そして10EOA-IDCARDを読み取りリスト化し10EOA-IDCARD-LIST・30EOA-IDCARD-LISTに記憶する、本人確認やID管理に用いるユーザ端末1やサーバ3Aであってもよい。

[0033]

<本システムのサーバと通信網・ソフトウェアの維持>

本発明は通信網(有線インフラと無線インフラ・周波数帯域)とサーバとユーザ端末からなるものでネットワークを維持し計算機端末・保守要員・電力など投入し稼働させ続ける必要があり、それを(例えば災害戦災などでインフレする中で)経済的に維持するには本ネットワークのノード群とそのネットワークを複数法人が維持する事が妥当であると考える。

*例えば前記法人が郵便局・運輸業・情報通信業(他に認証された個人・個人団体経営の簡易郵便局)の事業者連合体であってよく、前記連合体を構成する各団体がそれぞれノード3Aを分担してネットワーク20を維持して本願はがき用コンピュータネットワークシステム20EMを構成してよいかもしれない。

*本願ではブロックチェーンを用いるがそのデータブロックの連結コンセンサスアルゴリズムとしてPoSやPoA(ProofーofーAuthority)、istanbul BFT、Raft等公知の方式を用いてよい。コンセンサスアルゴリズムにPoAを用いた場合内部トークンは前記各団体が最初の保有者となり、その後はがき代の法定通貨を払い込みしたユーザへの対価としてユーザに内部トークンを付与する形態が想定される。(各団体のEOA・ウォレットからユーザのユーザ識別子EOA・ウォレットに内部トークンが信書用の支払い手段・トークン・コインとして付与されると想定する。)

[0034]

<切手に該当する内部トークンの流通・消費>

*本提案のはがきシステムも紙の郵便と同じくEM1通を送付するごとに料金・トークン・デジタル切手を消費するよう設計してよい。*はがきEMのトランザクションを送付するには内部トークンを手に入れて消費する必要がある。内部トークンは例えばユーザ識別子間で所謂ファンジブルトークンのように譲渡したり、トークンを新規に発行する部分・箇所から調達してよい。

*PoWや内部トークンを提供するPoS方式にてノードの担い手にトークンを付与してもよいしPoA方式で管理してもよい。

*本提案のシステムは、ユーザが内部トークンを第三者(システムからのマイニング・第三者ユーザ等)から調達しなければはがきEMを送ることができない特徴を持つ。内部トークンは例えば郵便局・CVS・古物商のユーザから購入する事が想定される。クレジットカード等による切手トークン販売をしてもよい。

(この時トークン販売においても対面でのコード認証・コード決済の形でユーザ端末を販売店のPOSレジのスキャナなどで読取ストアスキャンし、代金支払いの対価としてスキャン先のEOAにトークンを付与してよい。所謂コード決済により郵便局窓口などで顧客を確認しつつ切手トークン販売してよい。ホワイトリストに登録のEOAにはクレジットカードで切手トークン販売・付与してよい)

[0035]

*ユーザはボット・匿名・ホワイトリストユーザーであってもEMの送付には内部トーク

整理番号:DLT5HAGAKI 特願2023-112677 (Proof) 提出日:令和 5年 7月 9日

<u>金母母・DL13HAGAKI 特願2023 112017 (11001) 提出日・特相 3年 1月 9日 11</u> ン(或いは例えばイーサリアム等既存のブロックチェーンネットワークの内部にそのよう

なトークンを作る場合はERC20等のトークン)の消費を要する。

*30APPEMや分散型台帳システムの設計によっては既存の紙郵便と同じく宛名など郵便配達に必要な事項が記載され切手・切手トークンが消費されれば匿名(差出人不明郵便)であっても宛名ユーザにはがき・信書封筒が伝達されうる。しかしその封筒を開封するか否かはユーザに任される事になる。EMに署名部CAPCAS・ETHCASがあるか確認したうえで、それがない匿名のEMを開封するかどうかはユーザの意思による。本願ではOTP方式でもよいストアスキャン式コード認証部を含めたことでユーザ間での対面でのホワイトリストに登録しやすくしており、かつホワイトリストに登録されたEOAのETHCASの署名を確認し匿名のEMを見づらくする又は匿名であるとアプリ30APPEMで警告する処理を行うときに処理しやすくする意図を持っている。署名があるEMか否かを見分ける事に役立てようという意図がある。

[0036]

<本発明のハードウェアの構成>

コンピュータの構成を図2に示す。コンピュータ・ユーザ端末・ノード端末は制御処理部(11,31)、記憶部(10、30)、入出力装置又は通信装置(12、32)を有しており通信経路20・通信ネットワークと接続されている。D1に記載の様に例えばカメラ(入力装置14の例)とディスプレイ(出力装置15の例)を搭載したユーザ端末同士(ユーザ端末を手に持ったユーザ同士で)ストアスキャン方式の図6に記載のシークエンスによるユーザの認証を行える。

各端末はコンピュータとしての五大装置を含み電源や電気回路・バスを有している。本出願における一般的なスマートフォン端末のハードウェアでは制御処理部はCPU、グラフィック処理用のGPUないしはAI用の処理を行うプロセッサ、IOや通信などのコントローラ部を含んでもよいシステムオンチップSoCが用いられうる。記憶部においてはRAMやROMが用いられる。ROM又は不揮発メモリとしてNANDフラッシュメモリ・SSDが用いられる。通信装置には無線モデム・無線用チップが用いられ、サーバ端末の場合は有線接続も用いられる。

<ストアスキャン用のハードウェア構成>

D1において、カメラ又はディスプレイが用いられているが、D1の例と同等のユーザ認証ができる場合は別の装置でもよい。たとえばカメラの代わりにスキャナ・ハンディスキャナ・POSレジのスキャナが利用されうる。D1においてユーザAはヒトでもよいしカメラ・スキャナとディスプレイを搭載した本人確認機能を持つATM装置でもよい。

公的な身分証とその鍵CAPCASKとブロックチェーン上の鍵ETHCASKやEOAの対応リストを作れるように、公的な身分証のデジタル証明書や公的な身分証とデータ通信可能なATM装置・ATMユーザ端末でもよい。

前記ATM装置はコンビニエンスストアCVSや郵便局、駅、役場など施設に配置され、 市中のユーザが無人のATM装置を用いてユーザ登録・ホワイトリストへの登録を行うと きに用いる想定である。

【産業上の利用可能性】

[0037]

本願のはがきシステムと、はがきシステムに用いるユーザ識別子・EOAの対面でもよい コード認証・ホワイトリスト登録システムを用いたデジタルIDシステムは、郵便・通信 に用いるとともに身分証としても動作する効果があるかもしれない。

【符号の説明】

[0038]

<図1>

EM:はがきデータ。

本願では、はがきデータ EMは、分散型台帳システム・ブロックチェーンネットワークのノードサーバ3A内部の記憶装置30のブロックチェーン式記録部30・記憶部30に複数のEMsとしてデータブロックに格納され記録されている。

宛名情報RESU:EOAユーザ識別子A、(住所、氏名A)。郵便はがきの宛名部メッセージM:メッセージデータMまたはコンテンツデータM。Mは平文データと暗号文データとを混合可能。メッセージには任意のタイプのデータが含まれていてよい。例えば音声や画像・動画データが含まれていてよい。音声や動画等のコンテンツデータを別途異なるストレージに保存させ、前記ストレージへリンクまたはアクセス手段が記録されていてもよいし、前記コンテンツデータのハッシュ値がMに含まれていてよい。例えばメッセージMは絵はがき・動画音声付デジタルはがきでもよく、動画データについてはそのハッシュ値と動画データのリンク先(あるいはIPFSのようなファイル流通サービスにおける識別子)が保存されていてもよい。暗号データはAKTB等の鍵により復号され又は暗号化により生成される。

差出人情報TRAU:EOAユーザ識別子B、(住所、氏名B)、デジタル署名部。郵便はがきの差出人部

差出人デジタル署名・電子署名CAS:例(1) EOAの秘密鍵による署名ETHCAS (2)公的・民間の電子証明書CAPCAS、個人にいては個人番号カードの電子証明者 や公的・民間団体発行する任意の証明書を用いる想定であり、法人においては商業登記に基づく電子証明書等を用いてよい。

トランザクションコスト、切手トークン部:必要に応じてトランザクションにかかった金額・ガス量・手数料を記憶してよい(郵便物の切手を張る部分・切手貼付部に該当)

トランザクションID、特定記録追跡ラベル部:EMをはがき信書便1通1トランザクションとした場合の管理IDでありブロックチェーンにおけるユーザ端末がノード3Aブロックチェーンシステムへトランザクションを送る場合のトランザクションID。(郵便物の特定記録・書留用の管理ID部・ラベル部に相当)

図1 (A):電子署名付きデジタルはがき、デジタル信書EM、信頼されたはがき用*公的・民間の電子証明書による電子署名があり、防犯の為発信者たどれる。暗号文も搭載可能

図1 (B):電子署名無しデジタルはがき、やや匿名性のあるSNS用

(*EOAの秘密鍵はランダム生成可能の場合、匿名性のあるEOAからのEM送信を行う。他方、匿名であり証明書の無いメッセージの為、EMの差出人が実在する人物か否かは不透明である。またボットの可能性もある。ただし、証明書をつけるわけにはいかない用途、例えば匿名でメッセージを送りたい用途(匿名での口コミ・内部告発など)のために、(B)の構成も必要かもしれないので本願では(B)の構成を持つEMも利用されうる。)

*図1の(A)ではCAPCASを用いており暗号化データをメッセージMに含む形(紙の郵便物における手紙を封書に入れて受取人以外は読めないようにした状態)と同等にしたことで、EMが受取人Aへの暗号化された脅迫などを含む場合であっても、差出人BのCAPCASでどのような脅迫文が届けられたかを連絡できる。

*本発明では、CAPCASを付与したはがき信書はブロックチェーン中で改ざんされず時刻情報・タイムスタンプを付与されながら台帳部に保存・保管される利点を持つ。

*そしてCAPCAS・ETHCAS署名をEMが含む場合、EMはブロックチェーに記憶されており改ざん困難でタイムスタンプもついており、捜査機関などへの証拠等として提出されうるから、差出人Bは脅迫文等を書きにくくなる・発言メッセージにに責任を持つこと事を期待する。他方、図1の(B)のようにCAPCASを持たず匿名ではがきEMをブロックチェーン位格納してもよいが、その場合、はがき閲覧アプリなどで、EMに署名がなく発信元が不明でありリスクがあるとユーザに警告してよい。

*また該署名無しEMについては匿名であり署名もなく重要度が低いデータであるからノード3Aの台帳部30DLRに記録保管する期間を短くする・削除する・アクセスできなくするようにしてもよい。

<図2>

1 ユーザ端末、ユーザコンピュータ

- 1 A EMとMのデータを伝えたいユーザ端末、はがき受取人ユーザ端末
- 1B EMとMのデータを作成・CAPCAS等による署名・3Aへ送信するユーザ端末 、はがき差出人ユーザ端末
- 10記憶装置 (基本ソフト、ブラウザ等、動作用ソフトウェア含む)
- 10KEY 秘密鍵情報記録手段(3Aの30DLRアクセス用)
- 11処理装置
- 10CVM ユーザ端末における実行環境(メッセージMの暗号化部、復号部を含む)
- 16外部記憶装置、外部記録手段
- 20 ネットワーク、通信経路、情報の伝達(配布)経路
- 3 サーバ (ユーザ端末1がサーバになってもよい)
- *1や1A、3や3Aコンピュータであって、記憶装置10・30、処理装置11・31、通信装置・入出力装置12・32は電気回路・通信経路・バス等で接続されている
- 3A 分散型台帳システムのノード端末 、 3B3Aと同等の他のノード
- 30 記憶部
- 31 制御部・処理部
- 3 C サーバ 、3 D サーバ (オフラインになりうる)
- 30KEY 暗号化・復号用鍵情報記録手段 ※耐タンパ性有する物可
- 30CVM・30CVMU メッセージM内部の暗号データを復号可能な実行環境(鍵ETHACASK、10KEY、30KEYやや外部の鍵AKTB等を暗号化又は復号の鍵に用いる)
- 30U [ユーザ端末インターフェース (ブラウザ等)
- 30 P V M 平文データ読み取り用の第1 実行環境
- 30DLR 分散型台帳システムDLSの記録部・台帳部。具体的にはブロックチェーン部
- CA: デジタル署名・電子署名用鍵又は証明書
- CAPCASK:公的・民間の電子証明書・秘密鍵(公的・民間の電子証明書・秘密鍵CAPKEY)
- CAPCAS: CAPCASKによるデジタル署名
- ECA: EOA又は或るユーザ識別子の電子署名用鍵又は証明書
- ETHCASK: EOA又は或るユーザ識別子の秘密鍵(EOA又は或るユーザ識別子の秘密鍵: ETHKEY)
- ETHCAS: ETHCASKによるデジタル署名
- AKTB:オプションのパスワード・鍵(ネットワーク20以外の通信経路、量子暗号通信や電話・口頭・封書・信書郵便等で伝達されてもよいパスワードであってEMに含まれる暗号化メッセージの復号鍵AKTBでもよい。)
- D1:対面コード認証の説明例
- <図3>
- 30APP-STORESCAN: ストアスキャン形式の動的コード認証用プログラム (ユーザ端末1やサーバ3、3Aに含まれる)
- 30APP-OTP-AUTH:動的コード認証用プログラム(特願2021-004788に開示のブロックチェーンのスマートコントラクトを用いた 動的コード認証用プログラムでもよい。)
- 30DLR:ブロックチェーン方式の記憶部。台帳部。30DLRはパブリック型でよい。例えばサーバ3Aに含まれる30DLRはネットワークを介してユーザ端末1に閲覧・データ複製されてもよい。またパブリック型であるため、ユーザはEMを30DLRに格納するときにEMのメッセージの一部を暗号化しなければはがきの内容を秘匿化する事ができない
- *暗号化されたデータについて常にブロックチェーン上で保管していると将来計算力が高く暗号化を突破できる計算機が現れた場合に復号されてしまう虞が無いとは言えないので、ブロックチェーン上のデータについて例えば10年を過ぎたデータEMについては削除

するブロックチェーン基盤等を用いると好ましいかもしれない。*好ましくは、30DLRの内容を需要やユーザの求めに応じて一部削除・忘却させることができると好ましい。不要である30DLRのデータを削除する機構を本願のはがきEMを利用するシステムに備えさせて良い。

*ブロックチェーン型であり、30DLRにEMを記録させるときに内部トークンKIT T (郵便切手型トークンKITT) を消費する。

ブロックチェーンシステム・ノード3Aは、署名CAPCASやETHCASの有無、メッセージMの暗号化の有無(信書メッセージか?SNSのつぶやきメッセージか?)に関わらず、ユーザ・ユーザ識別子が保有する前記トークンKITTを消費することでブロックチェーン部30DLRにEMを組み込むトランザクションを送り、組み込まれる。

*いたずらなEMやDOS攻撃を防止するため、経済的価値のある本願デジタルはがきを 行うための内部トークンを購入又は入手したユーザ識別子でないとEMを含むトランザク ションをブロックチェーンに送付する事ができない。

(内部トークンはブロックチェーンでの付与・交換・譲渡の履歴をさかのぼることで追跡することができる特徴がある。匿名のユーザ識別子XがメッセージMを暗号化しEMを送付しようとしても内部トークンの残高がなければ送ることはできず、Xは何らかの手段で内部トークン・ガスを手に入れる必要があり、それを手に入れるときにXはトークンの持ち手と接点を持たねばならない特徴を有する。トークンについては特定のユーザに権限を与えて生成させる場合とPoWやPoSのようにノードを維持することで報酬として内部トークンを得る形があるかもしれない。)

*内部トークン(内部切手トークン)の他にERC20型の様なファンジブルトークンでもよいし、紙の切手の様に個別の絵柄と額面価格データを有するノンファンジブルトークンでもよい。

30DLR-PLOPAL:暗号化されたメッセージMを含んでよい、はがきやレター等デジタルはがきEMを格納した30DLRの記憶部。(はがきや手紙のブロックチェーン公開台帳 Blockchain public ledger of postcards and letters)

30DLR-PLOPALや30DLRのデータブロックに格納されたトランザクションやそれに含まれるはがきEMやメッセージMについては、Mが一部または全部暗号化されていない場合、その内容は外部ユーザが読み取れ、その読み取られることをSNSにおける他の全ユーザが閲覧できるつぶやき・コメントとすることもできる。他方、メッセージMにAKTB等鍵で暗号化することではがきEMを封筒で封書にするように内容を秘匿化できる。

30DLR-LIST-AP: 動的コード認証用プログラムで認証した側と認証された側の対応関係のリスト記憶部。(該記憶部はブロックチェーンのデータブロックやスマートコントラクト内部のリストデータとして記憶されていてよい。)

30APPEM-WL:30DLR-LIST-APより作成したホワイトリスト。この場合失効したEOA・ユーザ識別子はカウントできないので以下失効リスト30APPEM-RLも併せて必要。

30APPEM-RL:ユーザ識別子の失効リスト。CAPCASで署名されたトランザクションの有無によりユーザ識別子を失効する。予めETHCASKとCAPCASKの対応関係を台帳30DLRに記憶している事が好ましい。

(例えばKAZという名前のユーザの公的な証明書の秘密鍵CAPCASK-KAZがある場合、その公開鍵CAPCAP-KAZ又はその識別子と、ブロックチェーン用秘密鍵ETHCASK-KAZの公開鍵ETHCAP-KAZ又は識別子の対応関係を記憶することが好ましい。そして鍵ETHCASK-KAZが第三者に漏洩したりあるいは定期的に更新したい場合には、公開鍵CAPCAP-KAZと公開鍵ETHCAP-KAZ又は識別子間の対応関係を失効させるトランザクションを台帳に記憶させ、30APPEMに失効結果が読み取られるようにする)

*公開鍵ETHCAPの失効について、他には複数のEOA・識別子から失効の指定を集

める・失効の投票を求める形で失効をさせてもよい。

30APPEM-UL:正味のホワイトリスト、正味のユーザーリスト。該リストは30 APP-OTP-AUTHや30DLR-LIST-APと同一のブロックチェーンに記 録されていてもよい。また別のブロックチェーンネットワークに記録されてもよいし或る サーバ3Aやユーザ端末1に記録されてもよい。1や3Aに記録される場合該ホワイトリ ストには改ざんされないようデジタル署名やタイムスタンプが付与されていると好ましい

30APPEM、10APPEM: ユーザ端末1やサーバ3、3A等のデジタルはがきの ダイモンソフト(守護ソフト)、常駐プログラム。

30APPEM-SELECTOR-WL-ACCOUNT:はがきEMの送信者につい てホワイトリストに記載の送信者のはがきか否かを選別する部分、または、ホワイトリス トに該当するEMをユーザ端末に閲覧させる選別・選択を行う部分。(受取人Aが受取人 A宛てのはがきを検索又ははがきデータ取得をリクエストした際に、30APPEM-U Lのようなホワイトリスト・ユーザーリストに記載のユーザの識別子が送信者であるデジ タルはがき EMを優先してユーザに伝達する部分)

30CVM:実行環境仮想機械・ソフトウェア。暗号化メッセージMの復号部を含んでよ い。Mの復号には鍵AKTBを用いてよい。

30APPEM-MAIN:はがき閲覧ソフト、ブラウザソフト。はがき閲覧の為の基本 プログラム・メインプログラム。

30-UI:ユーザーインターフェース。ブラウザソフトのUIでもよい。

30APPEM-ETC: その他ソフトウェア、変数・関数・鍵等。

EX-CONTENTS: EMに含まれる外部リンクコンテンツ・添付ファイル

30EOA-USERNAME-LIST:ユーザ名・ユーザーネーム・ドメインネーム とユーザ識別子の対応リスト部。ドメインネームシステムのドメイン名とIPアドレスの 対応リストに類似するリスト。

該リストはD1:対面コード認証の説明例のようにユーザAがユーザBとユーザBの端末 をスキャンしてコード認証するときにユーザBの端末に表示されたユーザ識別子とユーザ 一名を読取してその対応関係を記録する。なおリスト内に同一のユーザ名が登録済みであ る場合にはユーザ識別子の末尾等を付与して登録するなどしてよい。

公知のドメインネームサービスシステムの様に利用者同士でユーザ名・ドメインを譲渡付 与しあってもよい。

D1-BRCD-DATA: D1のシーンにてコード認証A->auth->Bを行うと きにユーザ間でやり取りする認証コードに含まれる情報(例、EOAユーザ識別子:B、 ユーザ名:Bob@389、認証コード142845)

<図4>

30DLR-LIST-AP:動的コード認証用プログラムで認証した側と認証された側 の対応関係のリスト記憶部。

30APPEM-WL:ホワイトリスト。30APPEMのホワイトリストWLあるいは トラストリストTL、認証されたユーザのリスト、ユーザAがユーザBをストアスキャン で認証したなどのLIST-AUTH-PAIR。これは30DLRに記録されてよいし 、30DLRより30APPEMが参照してアプリ動作時に利用してよい。また前記リス トを30APPEMに転記・複製してよい。

*ホワイトリストはユーザ間の交流で作成してもよいし、団体や公的窓口が確認してもよ い。例えば郵便や宅配を行う団体の識別子Pがあって団体に属する職員のユーザPがユー ザAAAからFFFまで各住所の玄関に赴いてユーザ端末のストアスキャンを行いWLを 作成してもよい。あるいは住所変更時に役所でストアスキャンしてユーザを認証しつつW Lに記載してよい。或いは役所・会社・団体のユーザPがその窓口にてユーザを認証しW Lに加えてもよい。

*なお説明例<WL>ではXの端末はストアスキャンされていないので、(Xは<LIS T-AUTH-PAIR>には記録されているが、Xの端末をスキャンした端末による記 録はないので) XはホワイトリストWLに入っていない。

30APPEM-RL:失効リスト。失効を指示したユーザ識別子と失効されるべきユーザ識別子の指示のリスト。失効には公的又は民間の第三者が発行した証明書による署名CAPCASを付与し、失効したいユーザが失効を希望する識別子に対し失効希望するトランザクションを送付し失効させる。もしくはノード3Aのはがきシステムを提供するサービス提供者・団体の管理するユーザ識別子(図では識別子C)が失効させたいユーザの識別子(図ではB,D)を失効させる。)

*または、30APPEM-RLは30APPEM-WLに登録されたユーザ識別子が指定時間(数か月、数年、5年)経過した場合失効するようにプログラムされ時間経過とともに実行すべきユーザ識別子を自動的に追加してよい。前記自動で失効する場合、ユーザは失効する前に新たなユーザ識別子と鍵を生成しD1に記載のコード認証を行って再度鍵とEOAを30DLR-LIST-APと30APPEM-WLに登録する事を求めてもよい。*自動で失効する場合においても30DLR-LIST-CA-ETを用い、CAPCAS署名付きの指示がなければEOAを失効させないこともできる。

30DLR-LIST-CA-ET: CAPCASとETHCASの利用者を対応付けたリスト。またはETHACASとCAPCASが該リストで結びついておりそのCAPCASによる署名つきの失効指示がなければ失効されないETHCASのリスト・保護リスト。該リストに記載のCAPCASはそれに対応するETHCASを失効する際に用いる。(このリストに記載がないETHCASを失効させる場合はノード3Aのはがきシステムを提供するサービス提供者・団体の管理するユーザ識別子Cが失効させたいユーザの識別子(図ではB, C)を失効させる。(図では例えば識別子Cとその秘密鍵は郵便の団体や公的役所等で管理者として利用されうるアカウント。)

30APPEM-UL:現在、正味使用可能なユーザーリスト。30APPEM-WL、30APPEM-RL、30DLR-LIST-CA-ETから算出する。ユーザの要求に応じて毎回前記3つのリストを検索し算出してもよいが、計算資源・通信資源を節約する目的で、定期的に(例えば毎日1時に算出、月1、年1回算出するなどして)算出し30APPEM-ULとして3Aや30DLRに記録させてもよい。その算出部30APPEM-ULにユーザからのアクセスをうけるようにしてよい。

<図5>

- 30A・31A:分散台帳システムのノード端末の記憶部・処理部
- 30DLR:分散型台帳システムの記録部、31DLR:分散型台帳システムの制御部・ 処理部
- a 1, a 2, a 3, a 4, , , a n : ブロックデータ a 1, a 2, a 3, , , a n a 1 h, a 2 h, a 3 h, a 4 h, , , a n h : データブロック a 1, a 2, a 3, a 4, , , , a n のハッシュ値・ダイジェストデータ
- a 1: ジェネシスブロック (a 0 h: ジェネシスブロックのデータ)
- EM:はがきデータEM。ブロックチェーンにおけるユーザ端末からノード3Aに送信される1つのトランザクションに相当するデータのまとまりでもよい。
- EMs:複数のはがきデータEMを含む記憶部
- 30DLSC・31DLSC: ノードクライアントのプログラム記憶部・制御部管理部
- 30PVM・31PVM: 実行環境のプログラム記憶部・実行環境制御部
- 30ETC・31ETC: その他制御部のソフトウェア・その他制御部
- <図6><図7>は実施例1にて説明。

[0039]

<書類名>要約書

<要約>デジタルはがきシステムにおいて、防犯性を持たせるためデジタル署名を有する記憶部を備えさせ、前記記憶部がないはがきデータEMについてブロックチェーン部・台帳部30DLRに取り込まない処理部・制御部や取り込み後であってもユーザの目に触れない閲覧部を備えさせ、はがきデータを閲覧する受信者ユーザを保護する。

<課題>ブロックチェーン部に記録したはがきデータEM(はがきトークン、トランザク

<u>整理番号:DLT5HAGAKI 特願2023-112677 (Proof) 提出日:令和 5年 7月 9日 17/E</u>ション) について、匿名性を重視する場合と防犯の為発信者特定に役立つ場合の両方を共存させたい。

<解決手段>ノード3Aのブロックチェーン部のブロックデータに格納するはがきデータ EMについて、EMをブロックチェーン部30DLRに格納する。データEMにはブロックチェーンにて持ちいるユーザ秘密鍵由来の証明書によるデジタル署名部ETHCAS又は外部による証明書(例:身分証の証明書・秘密鍵)による署名部CAPCASを記録させる・含ませる。ETHACASは例えばブロックチェーンベースの二次元コード認証を用いたユーザ間の認証を通じ登録ユーザをリストに登録する形で信頼の輪を形成してよい

<<請求の範囲>>

<請求項1>通信経路と、差出人・送信者ユーザー端末と、受取人・受信者ユーザー端末と、ブロックチェーンノード端末と、メッセージデータ・トランザクションに付与された差出人・送信者ユーザ署名の有無を検知する検知部、若しくは、前記検知部を有するノード端末と、前記差出人・送信者ユーザ署名つきのメッセージデータ・トランザクションを選択する選択部、若しくは、前記選択部を有するノード端末とを含む、コンピュータネットワークシステムであって、

前記メッセージデータ又は前記データのトランザクションは、ブロックチェーンノード端末のブロックチェーン部のブロックデータに記憶されており、前記メッセージデータ又は前記データのトランザクションは、公的な証明書・第三者による電子証明書の秘密鍵、又は、ブロックチェーンにトランザクションを送付する秘密鍵・ブロックチェーンのユーザ識別子の基になる秘密鍵・ブロックチェーンのユーザ識別子による、署名部を含んでおり、

前記選択部又は前記選択部を有するノード端末は、前記秘密鍵に対応する認証されたユーザ識別子・電子証明書のリストを記憶しており、前記記憶されたリストに記憶されたユーザ識別子・電子証明書による署名が付与されたメッセージデータ・トランザクションを、前記選択部を用いて選択し、受取人・受信者ユーザー端末ユーザに伝達・閲覧させるコンピュータネットワークシステム。

<請求項2>前記秘密鍵に対応する認証されたユーザ識別子・電子証明書のリストは、差出人・送信者ユーザー端末と、受取人・受信者ユーザー端末との間でストアスキャンを行うことにより作成される特徴を持ち、前記ストアスキャンのための認証コードはブロックチェーンノード端末に記憶されたブロックチェーン部のスマートコントラクトにより生成される特徴を持つ請求項1に記載のコンピュータネットワークシステム。

<請求項3>メッセージデータ・トランザクションは暗号化されたメッセージMを含む請求項2に記載のコンピュータネットワークシステム。

<請求項4>暗号化されたメッセージMを復号・暗号する為の鍵AKTBは、信書郵便・ 封書配達による通信経路を用い、受取人・受信者ユーザー端末に伝達する、請求項3に記載のコンピュータネットワークシステム。

[0040]

本発明の実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行なうことができる。